

資料 5

平成 26 年度第 1 回 介護サービス事業者集団指導研修資料

介護報酬の適正な請求について

通所介護・介護予防通所介護

平成 26 年 7 月 23 日, 25 日, 28 日

広島県・広島市・福山市

《通所介護・介護予防通所介護》

目 次

| | | |
|-----|-------------|----|
| I | 常勤換算の考え方 | 1 |
| II | 通所介護の人員基準 | 3 |
| III | 人員基準の注意点 | 6 |
| IV | 介護報酬算定上の留意点 | 12 |

| 常勤換算の考え方

1 常勤とは

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

《ポイント》

- ・介護保険法上の「常勤」とは、当該介護保険の事業所(施設)における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいう。
- ・常勤の勤務時間は就業規則で明確にしていること。
- ・雇用契約や労働条件通知書で、勤務条件や勤務内容を明確にしていること。
- ・法人として常勤職員として雇用していても、2以上の事業所を勤務する場合、原則として非常勤として取り扱い、各々の勤務時間を区分して、各々の事業所の勤務時間に計上する。
- ・併設する事業所の管理者を兼務する場合は、その勤務時間の合計が常勤としての勤務時間に達していれば常勤として取り扱う。（管理業務のみを兼務する場合は常勤換算数を出す必要がないため、勤務表上は便宜的に常勤換算数1とする。）
- ・育児・介護休業法（※1）による短時間勤務の場合、雇用契約等で就業規則に定める常勤職員の勤務時間数勤務するとされており、かつ、週32時間以上勤務する場合は、「常勤」と扱うことができる。（勤務時間の短縮は休暇等に含める。）

（※1）3歳未満の子どもを育てる従業員は、所定労働時間を短縮する制度（原則として1日6時間）を利用できます。所定労働時間とは、就業規則等で定められた勤務時間のことです。

2 「常勤換算方法」とは

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

3 勤務延時間数とは

勤務延時間数とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(事業所における待機の時間を含む。)として明確に位置づけられている時間の合計数とする。

なお、従業者1人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

《ポイント》

- ・常勤換算方法とは、従業者の総延べ勤務時間数が、常勤者何人分にあたるかを算出する方法。
- ・就業規則等により常勤の勤務時間が週32時間を下回る場合は、勤務延べ時間数を週32時間で除することとする。
- ・常勤者の勤務時間は就業規則等で定められるものであって、週32時間以上を勤務するものが全員常勤職員であるということではない。
- ・職種ごとで常勤者の勤務時間が異なることは有り得るが、同じ職種の中ではひとつとする。
(常勤換算数は、人員基準上定められた職種ごとに、常勤職員が何人分かを計算するためのものであるため。)

4 常勤換算の計算方法

- (1) 「常勤」の従業者については、休暇や欠勤の状況等に関わらず常勤換算は1として算出する。(病休等により暦月で1月を超える長期の休暇は除く。)
- (2) 「常勤」以外の者について、4週又は暦月の勤務時間の合計から、週当たり又は1月当たりの平均勤務時間を算出し、その時間を、常勤の従業者が週に勤務すべき時間として定められた時間で除して常勤換算を算出する。(休暇や欠勤は勤務時間に入れることはできない。)
- (3) 従業者1人につき、常勤換算数の最大は1である。常勤の従業者が時間外勤務を行ったり、非常勤の従業者が常勤の者が勤務すべき時間として定められた時間以上に勤務しても1を超えて換算することはできない。

(計算式)

常勤換算数

$$= \frac{\text{当該事業所の従業者(非常勤)の1週間(又は1月)の総延べ勤務時間数} + \text{常勤者数}}{\text{当該事業所において定められている常勤者の勤務時間数}}$$

※ 勤務延時間数は、事業所ごとの1か月の勤務表を基本に計算する。

II 通所介護の人員基準

1 定員11人以上の場合

| 職種 | 員数・資格 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---------|------|---------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|--|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|------|------|-------|-----|------|------|------|------|------|-------|-------|-----|------|------|------|------|-------|-------|-------|-----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活相談員 | <p>単位数に関わらず、提供日ごとに指定通所介護の提供を行う時間数（提供時間数※¹）に応じて専従1人以上</p> <p>計算式：勤務延時間数 ÷ 提供時間数=1以上</p> <p style="text-align: center;">1単位 9:00～14:00 ↔ 2単位 13:00～18:00</p> <p>【資格】 9:00～18:00の延9時間の配置が必要 社会福祉主任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者※²</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 介護職員 | <ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに提供時間数に応じて専従の介護職員を利用者の数に応じた人数配置する。 単位ごとに提供時間帯を通じて常時1人以上配置する。 単位ごとに常時1人以上配置されている限りにおいて、単位を超えて柔軟な配置が可能 利用者数に応じた人数は次のとおり <p>①利用者数 15人まで $1\text{人以上} (= \text{勤務延時間数}(X) \div \text{平均提供時間数}(Y))$ $Y = \text{利用者ごとの提供時間数の合計} \div \text{利用者数}$</p> <p>②利用者数 16人以上 15人を超える数を5で除して得た数に1を足した数に平均提供時間数を乗じて得た勤務延時間数を確保する数 計算式：$X = [(利用者数 - 15) \div 5 + 1] \times Y$</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="7">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>3.0H</th> <th>4.0H</th> <th>5.0H</th> <th>6.0H</th> <th>7.0H</th> <th>8.0H</th> <th>9.0H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">利用者数</td> <td>11人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>16人</td> <td>3.6H</td> <td>4.8H</td> <td>6.0H</td> <td>7.2H</td> <td>8.4H</td> <td>9.6H</td> <td>10.8H</td> </tr> <tr> <td>17人</td> <td>4.2H</td> <td>5.6H</td> <td>7.0H</td> <td>8.4H</td> <td>9.8H</td> <td>11.2H</td> <td>12.6H</td> </tr> <tr> <td>18人</td> <td>4.8H</td> <td>6.4H</td> <td>8.0H</td> <td>9.6H</td> <td>11.2H</td> <td>12.8H</td> <td>14.4H</td> </tr> <tr> <td>19人</td> <td>5.4H</td> <td>7.2H</td> <td>9.0H</td> <td>10.8H</td> <td>12.6H</td> <td>14.4H</td> <td>16.2H</td> </tr> <tr> <td>20人</td> <td>6.0H</td> <td>8.0H</td> <td>10.0H</td> <td>12.0H</td> <td>14.0H</td> <td>16.0H</td> <td>18.0H</td> </tr> </tbody> </table> | | | 平均提供時間数 | | | | | | | | | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | 利用者数 | 11人 | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | 15人 | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | 16人 | 3.6H | 4.8H | 6.0H | 7.2H | 8.4H | 9.6H | 10.8H | 17人 | 4.2H | 5.6H | 7.0H | 8.4H | 9.8H | 11.2H | 12.6H | 18人 | 4.8H | 6.4H | 8.0H | 9.6H | 11.2H | 12.8H | 14.4H | 19人 | 5.4H | 7.2H | 9.0H | 10.8H | 12.6H | 14.4H | 16.2H | 20人 | 6.0H | 8.0H | 10.0H | 12.0H | 14.0H | 16.0H | 18.0H |
| | | 平均提供時間数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者数 | 11人 | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15人 | 3.0H | 4.0H | 5.0H | 6.0H | 7.0H | 8.0H | 9.0H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16人 | 3.6H | 4.8H | 6.0H | 7.2H | 8.4H | 9.6H | 10.8H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 17人 | 4.2H | 5.6H | 7.0H | 8.4H | 9.8H | 11.2H | 12.6H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18人 | 4.8H | 6.4H | 8.0H | 9.6H | 11.2H | 12.8H | 14.4H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 19人 | 5.4H | 7.2H | 9.0H | 10.8H | 12.6H | 14.4H | 16.2H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 20人 | 6.0H | 8.0H | 10.0H | 12.0H | 14.0H | 16.0H | 18.0H | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護師又は准看護師 | 単位ごとに専従1人以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機能訓練指導員 | <ul style="list-style-type: none"> 1人以上 当該事業所の他の職務に従事することができる <p>【資格】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理 者 | <p>常勤専従1人</p> <p>※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く）

※2 ①介護支援専門員、②介護福祉士、③社会福祉施設等に勤務したことのある者で、実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者

【指定介護予防通所介護と指定通所介護の事業とが、同一の事業所で一体的に実施されているときは、指定通所介護の事業の人員配置を満たすことをもって、指定介護予防通所介護の事業の人員配置を満たすものとみなす。】

2 定員10人以下の場合

| 職種 | 員数・資格 | |
|-------------------|---|---------------------------------------|
| 生活相談員 | <p>提供日ごとに単位数に関わらず、指定通所介護の提供を行う時間数（提供時間数^{※1}）に応じて専従1人以上</p> <p style="text-align: center;">1単位 9:00～14:00</p> <p style="text-align: center;">2単位 13:00～18:00</p> <p style="text-align: center;">← 9:00～18:00の延9時間の配置が必要 →</p> <p>【資格】 社会福祉主事任用資格、社会福祉士、精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者^{※2}</p> | 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 |
| 介護職員 看護師又は准看護師 | <ul style="list-style-type: none">・単位ごとに提供時間数^{※3}に応じて専従1人以上・単位ごとに提供時間帯を通じて常時1人以上・単位ごとに常時1人以上確保されている限りにおいて、単位を超えて柔軟な配置が可能 | |
| 機能訓練指導員 | <ul style="list-style-type: none">・1人以上・当該事業所の他の職務に従事することができる <p>【資格】 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</p> | |
| 管理者 | <p>常勤専従1人</p> <p>※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p> | |

※1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く）

※2 ①介護支援専門員、②介護福祉士、③社会福祉施設等に勤務したことのある者で、実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者

※3 提供時間数＝平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除した数）

【指定介護予防通所介護と指定通所介護の事業とが、同一の事業所で一体的に実施されているときは、指定通所介護の事業の人員配置を満たすことをもって、指定介護予防通所介護の事業の人員配置を満たすものとみなす。】

◆ 「単位」とは?

同時に、一体的に提供される指定通所介護をいう。

次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

- ① 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- ② 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合

* 利用者ごとに策定した通所介護計画に位置づけられた内容の通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護を行うことも可能である。同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となる。

◆ 「利用者数」「利用定員」とは?

「利用者数」 ⇒ 利用実人数(実際にサービスを利用した人の数)

「利用定員」 ⇒ 運営規程にあらかじめ定められている利用者の数の上限

◆ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは?

原則として、サービス提供時間を通じて通所介護以外の業務に従事しないこと。

あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専従することで足りる。

III 人員基準の注意点

1 従業者の員数等

(1) 職種別

ア 生活相談員

不適切事例

- 通所介護の提供日に生活相談員が配置されていない日がある。

例：月曜から土曜日の週6日営業の事業所において、常勤の生活相談員を1名(週5日勤務)のみ配置している。(生活相談員が毎週1日不在)

<ポイント>

- ・指定通所介護の単位数にかかわらず、通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員を提供日ごとに1以上確保していること。
- ※ 提供時間数に応じて専ら通所介護の提供に当たる従業員を確保するとは、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するもの。

生活相談員のサービス提供時間内での勤務時間数の合計

サービス提供時間数（サービス提供開始時刻から終了時刻） ≥ 1

イ 看護職員

不適切事例

- 定員11人以上の事業所で、当日の利用者が10人以下であった日に、看護職員を配置していない。

<ポイント>

- ・通所介護の単位ごとに、専ら通所介護の提供に当たる看護師又は准看護師が1以上確保されるために必要な数を配置すること。
- 重要 ■
- ・利用定員（※当日の利用者の数ではない。）が10人を超える事業所においては、当日の利用者数に関係なく、看護職員を配置する必要がある。
- ・提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。通所介護事業所に出勤し、必要とされる業務を行った上で、併設施設に勤務する場合等であれば、延べ人数1人と数えることができる。
- ・看護職員として必要とされる業務を行う時間は、通所介護事業所の勤務表に明確に記載される必要がある。

- ・併設施設と通所介護事業所を兼任する場合には、それぞれの従業者としての位置づけ(労働条件通知書や辞令等)があり、かつ、各々の勤務時間を明確に区分して、それぞれの勤務表上位置づけられていなければならない。

ウ 機能訓練指導員

不適切事例

- 個別機能訓練加算を算定していない場合は、機能訓練指導員を配置する必要がないと誤解している。

<ポイント>

- ・加算算定の有無にかかわらず、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）を1以上配置すること。
- ・機能訓練指導員は、当該通所介護事業所の他の職務に従事できる。

エ その他

不適切事例

- 通所介護の提供日ごとに、生活相談員又は介護職員のうち常勤職員を1人も配置していない。

◇ ポイント◇

- ・通所介護の提供日ごとに、生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤職員を配置すること。

(2) 定員10人以下である場合の従業者の員数等

不適切事例

- 利用者数が少ないため、常勤従業者を配置していない。

<ポイント>

- ・単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる看護職員又は介護職員を常に1以上配置すること。
- ・従業者（生活相談員、看護職員又は介護職員）のうち1人以上は常勤であること。

※ 機能訓練指導員については前述ウと同様

(3) 併設の事業所・施設等の兼務

不適切事例

- 併設のサービス付き高齢者向け住宅の職員と通所介護事業所の従業者の業務を兼務させているが、勤務体制を明確に区分せず一体的に運営しているため、通所介護事業所の従業者としての勤務時間が不明確であり、人員基準の充足を確認できない。

<ポイント>

- ・従業者がサービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等併設施設・事業所の職員としての業務にも従事している場合は、通所介護事業所の従業者としての勤務時間と他の施設・事業所の従業者としての勤務時間を明確に区分すること。

2 管理者

不適切事例

- 管理者が、実際には、管理業務全般を他の従業者に任せて管理しておらず、届出上のみの管理者となっている。
- 管理者が併設のサービス付き高齢者向け住宅の夜間の対応を行っているため、営業時間に勤務していない日が多く、管理業務等に支障をきたしている。

<ポイント>

- ・管理者は、専らその職務に従事する常勤の管理者が原則。ただし管理上支障がない場合は、(1)又は(2)との兼務可。
 - (1)当該事業所のその他の職務（通所介護従業者）
 - (2)同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務
- ・兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。
- ・管理者が他の業務を兼務できるのは、通所介護事業所の管理業務に支障がない場合に限られる。
- ・他の法令で専任とされている職との兼務は認められない。

○ 人員基準の弾力化

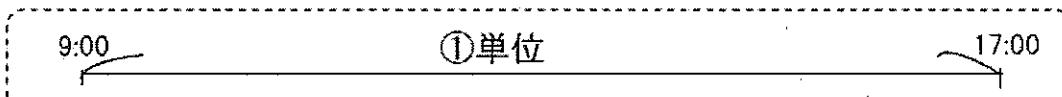
問 65 生活相談員及び介護職員の具体的な人員配置の方法はどのようなものなのか。

(答)

以下のとおり。

(1) 利用者 20人、サービス提供時間が8時間の場合

- 1単位 ①利用者 20人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

| | | | |
|---|-----|----|----|
| ① | 20人 | 8H | 8H |
|---|-----|----|----|

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

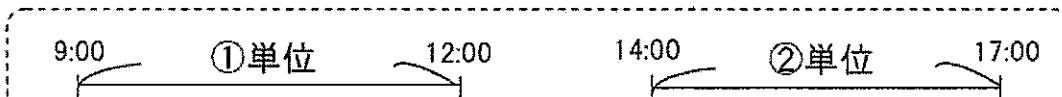
| | | | |
|---|-----|----|--|
| ① | 20人 | 8H | $((20-15) \div 5 + 1) \times 8(\text{※}) = 16\text{H}$ |
|---|-----|----|--|

※ 平均提供時間数（利用者全員が8Hなので平均提供時間数も8H）

⇒ 介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（16Hのうち8Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り8Hの柔軟配置が可能）。

(2) サービス提供時間が午前・午後と離れて存在する場合

- 2単位 ①利用者 20人 サービス提供時間 3H
②利用者 20人 サービス提供時間 3H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

| | | | |
|---|-----|----|------------|
| ① | 20人 | 3H | 6H (3H+3H) |
| ② | 20人 | 3H | |

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

| | | | |
|---|-----|----|---|
| ① | 20人 | 3H | $(20-15) \div 5 + 1 \times 3(\text{※}) = 6\text{H}$ |
| ② | 20人 | 3H | $(20-15) \div 5 + 1 \times 3(\text{※}) = 6\text{H}$ |

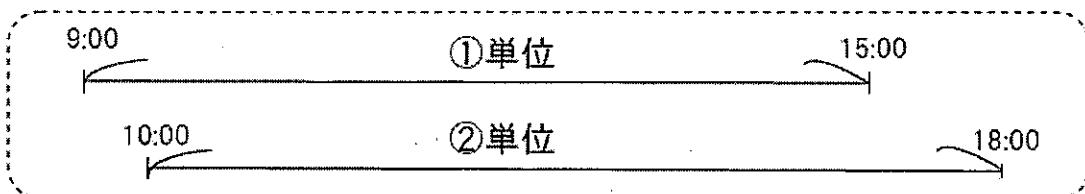
※ 平均提供時間数（単位ごとに、利用者全員が3Hなので平均提供時間数も3H）

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保した上で、ピークタイムに手厚い人員配置が可能となる（それぞれの単位において、6Hのうち3Hは常時介護職員が確保されるよう配置し、残り3Hの柔軟配置が可能）。

(3) サービス提供時間が6時間と8時間の場合

■ パターン1：単位を分けて別々のサービスを提供する場合

- ①利用者 3人 サービス提供時間 6H
- ②利用者 12人 サービス提供時間 8H



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

| | | | |
|---|-----|----|-------------------------------------|
| ① | 3人 | 6H | 9H（事業所における開始時刻から終了時刻まで(9:00～18:00)） |
| ② | 12人 | 8H | |

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

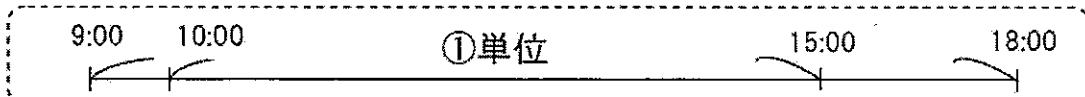
| | | | |
|---|-----|----|-------|
| ① | 3人 | 6H | 6H(※) |
| ② | 12人 | 8H | 8H(※) |

※ 利用者数が15人以下の場合は、確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

⇒ 単位ごとに、介護職員を常に1名以上確保する必要があるので、①単位に6時間分、②単位に8時間分の配置が必要となる。

■ パターン2：同一単位で同時一体的にサービスを提供する場合

- ①利用者 15人 サービス提供時間 6H (3名利用) と 8H (12名利用)



○ 生活相談員の確保すべき勤務延時間数

| ① | 15人 | 9H | 9H (9:00~18:00) |
|---|-----|----|-----------------|
|---|-----|----|-----------------|

○ 介護職員の確保すべき勤務延時間数

| ① | 3人 | 6H | 9H (9:00~18:00) |
|---|-----|----|-----------------|
| | 12人 | 8H | |

⇒ 平均提供時間数は $(3 \times 6 + 12 \times 8) \div 15 = 7.6\text{H}$ となり、計算上の確保すべき勤務延時間数も 7.6H となるが、指定通所介護の単位ごとに常に 1 名以上確保する必要があることから、確保すべき勤務延時間数は 9H となる。